

これから倉庫業を始めようとお考えの方へ

# 倉庫業 登録申請の手引き

事前準備から申請書類作成までのアウトラインをご案内

受付担当範囲別  
相談窓口一覧表  
付

なぜ

登録が必要なのか

**CAUTION!**

登録申請を行う前に

登録までの道のり

営業倉庫の種類

と施設設備基準の概要

申請書類

の作成について ほか



平成22年3月  
国土交通省

# なぜ登録が必要なのか

物流の結末点として生産者と消費者を結ぶ



国民生活に欠かせない重要物資を大量かつ安全に保管

## 倉庫業の適切な運営の確保は我が国経済の安定にとって重要

このため、「**倉庫業法**」において、倉庫業を営むにあたっては「**登録制**」とするとともに、



- 倉庫の施設設備基準の維持
- 倉庫管理主任者による適切な管理



を義務付けることで国民生活の安定を図っているのです。

仮に、倉庫の施設設備が不完全であるとか、一定の刑罰や行政処分に付されて間がないなどといった倉庫業者として不適切な者でも自由に倉庫業を行えることとなれば、このような者の参入により利用者に不測の損害をもたらし、結果として円滑な物流が阻害されるおそれが生じます。また、不良な倉庫業者の出現により、大多数を占める善良な倉庫業者の信用を損なうこととなり、倉庫業の存立及び機能の確保を困難にするおそれが生じます。

### 営業倉庫の施設設備基準は厳しい？

上記のとおり、倉庫業の営業開始にあたっては、倉庫業法第3条でいう国土交通大臣の行う登録が必要ですが、その要件の一つに**施設設備基準**というものがあります。

これは、例えば、火災防止の関係では耐火性能又は防火性能を有すること（建築基準法では、一定の条件の建物にしか義務付けない。）や消火器具を有すること（消防法では床面積 150㎡以上の建物にしか義務付けない。）などといったものです。

これらの基準は、他人の貴重な物品を預かる営業倉庫という観点から、建物の構造設備を規制する一般法である建築基準法、消防法等の基準に比べて、特に高いものとなっています。

## 営業倉庫は信頼度抜群

例えば、火災一つ取ってみても、営業倉庫の火災発生件数は、営業倉庫以外の倉庫と比べて、著しく少なくなっています。ゆえに、火災保険料率も低いものとなっています。

このように登録にかからしめ、**施設設備基準**を一般の建築物よりも強化していることで、利用者の資産が保護されるだけでなく、社会の多方面にも反射的利益を与えているといえるでしょう。

倉庫の火災発生件数

暦年	倉庫	うち営業倉庫
2001	791	4
2002	809	3
2003	766	5

【消防白書より抜粋】

# 登録申請を行う前に

## 1. 建築基準法・都市計画法上の留意点 (詳細は地方自治体建築部局等にお尋ねください)

物件の建築・購入・賃借の前に！

- ① 準住居地域を除く住居地域
- ② 開発行為許可を有しない市街化調整区域

そこでは「倉庫業を営む倉庫」は原則として認められません！

☆登録しようとお考えになっている物件が、倉庫業を営む倉庫として使用できる施設になるかどうかを事前に地方自治体建築部局と相談することをお勧めします。  
(建築基準法・都市計画法をクリアしていない物件で倉庫業を営むことはできません。)

## 2. 倉庫業法上の留意点 (詳細は地方運輸局等にお尋ねください)

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。(倉庫業法第3条)

倉庫業とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」  
(倉庫業法第2条第2項)

登録拒否要件(倉庫業法第6条)

- ① 申請者等が欠格事由に該当する  
(例: 登録取消を受けて2年経過していない)
- ② 施設設備基準に適合しない  
(例: 検査済証がない⇒建築基準法(第7条)違反)
- ③ 倉庫管理主任者を確実に選任すると認められない  
(例: 欠格事由に該当する)

倉庫業にあたりない例

寄託でないもの

- 消費寄託(例: 預金)
- 運送契約に基づく運送途上での一時保管(例: 上屋、保管場、配送センター)
- 修理等の役務のための保管
- 自家保管

営業でないもの

- 農業倉庫
- 協同組合の組合員に対する保管事業

政令で除外されているもの

- 保護預り(例: 銀行の貸金庫)
- 修理等他の役務の終了後に付随して行われる保管
- ロッカー等外出時の携行品の一時預かり
- 駐車場、駐輪場

特に留意すべき点

- …責任を持ってお預かりします。
- …確実に保管いたします。

**無登録営業の禁止**(倉庫業法第3条)【罰則: 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金】

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

**無登録業者による誤認行為の禁止**(倉庫業法第25条の10)【罰則: 50万円以下の罰金】

倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が倉庫業を行うものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

**名称の使用制限**(倉庫業法第25条の7)【罰則: 30万円以下の罰金】

認定トラックーム以外の倉庫において、認定トラックーム若しくは優良トラックームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

# 登録までの道のり

倉庫の建築が完了し、または、倉庫を使用する権利を取得した後、いざ事業開始という段階になって登録がなされないとなると、申請者は極めて大きな経済的打撃を受けることになり、国民経済的にも無駄な投資に終わることとなりますので、**倉庫建設等の着手前に相談**することが得策です。

荷物を預かって  
くれないか？

荷主

取扱物品と保管方法について依頼

じゃあ、倉庫  
業をやろう！

申請者

事前準備

国土交通省

全国の運輸局等  
保管可能物品、倉庫の種類と施設設備基準など倉庫業法上の指導

物件所有者

不動産業者

建築業者

一級建築士など

物件の提案

相談

地方自治体等

建築指導課など  
建築基準法・都市計画法などの指導

1. 運輸局等への事前相談

まずは、取扱う物品などと施設の規模などの考えを相談・確認  
営業倉庫として登録できる物件の要件を理解

2. 物件選び

新築・購入・借用などの調達手段を考え、対応する業者に施設設備基準を指示して、物件を選ぶ

3. 地方自治体等への事前相談

倉庫業を営む倉庫として使用できるか相談

このような事前相談を行うことで、**登録までの手続がスムーズに進みます。**できるだけ早く取り掛かりましょう。

倉庫業を営む倉庫として使用できることを確認

登録申請

物件所有者

不動産業者

建築業者

一級建築士など

設計施工監理  
建築確認申請

地方自治体等

建築指導課など  
建築確認

申請者

1. 物件の決定

新築・購入・借用の着手

2. 登録申請書作成

チェックリストの活用  
(記入例11頁参照)

契約

確認表・図面  
建築確認済証

申請

国土交通省

全国の運輸局等

説明聴取 実地調査

審査

補正指導

○確認済証以外の証明等も必要となります(7頁参照)

登録

チェックリストとは、倉庫の施設設備基準とその審査に必要な添付書類をセルフチェックできる「施設設備基準別添付書類チェックリスト」のことです。  
最寄の運輸局等又は国土交通省のホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>  
で入手することができます。

申請者

営業開始

国土交通省

全国の運輸局等

審査終了

登録

登録通知

# 営業倉庫の種類と施設設備基準の概要 ①

【1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫】

## 1類倉庫

右の①～⑬すべてを満した倉庫

○危険物及び高圧ガス（第7類物品）  
○10℃以下保管の物品（第8類物品）  
を除いた全ての物品の保管が可能

## 2類倉庫

右の⑧耐火性能の  
いらな倉庫

保管可能物品とその例

第2類物品 第3類物品 第4類物品



第5類物品 第6類物品



## 3類倉庫

右の⑤防水、⑥防湿、  
⑦遮熱、⑧耐火の各性能と⑬の防鼠措置の  
いらな倉庫

保管可能物品とその例

第3類物品 第4類物品 第5類物品



基準を満たしている例

必要書類の例

施設設備基準	基準を満たしている例	必要書類の例
①使用権原	当該倉庫の土地・建物の所有権を有している等	登記簿謄本
②関係法令適合性	建築基準法に適合している等	確認済証・検査済証
③土地定着性等	屋根、壁を有し、土地に定着している等	立面図
④外壁、床の強度	鉄筋コンクリート造で窓はなく、床には3,900N/㎡以上の耐力がある等	確認済証、立面図、矩計図
⑤防水性能	鉄筋コンクリート防水塗装の屋根・外壁であり、雨樋を有し、庫内に樋や水を使用する設備はない等	矩計図
⑥防湿性能	床面はコンクリート造で金ごて押さえ仕上げとなっている等	矩計図
⑦遮熱性能	屋根及び外壁は耐火構造である等	確認済証
⑧耐火性能	耐火建築物である等	確認済証
⑨災害防止措置	倉庫外壁から10m以内に建築物がないので災害防止措置の必要がない等	倉庫の配置図
⑩防火区画	庫内に事務所があるが、耐火構造の床・壁で区画しており、開口部は防火戸となっている等	平面図、矩計図
⑪消火設備	各階の床面積200㎡に対して1単位以上の消火器を設置している等	消火器の仕様、位置の詳細を表示した平面図
⑫防犯措置	施錠扉、網入ガラス、機械警備、出入口周辺部照明2ルクス以上あり、部外者管理施設と隣接していない等	建具表、照明装置詳細表示の平面図、警備契約書
⑬防鼠措置	地窓、下水管、下水道に通じる部分は全て金網を設置しており、出入口の扉は完全密閉できる等	平面図、矩計図、建具表

# 営業倉庫の種類と施設設備基準の概要 ②

## 【野積倉庫、水面倉庫、貯蔵槽倉庫】

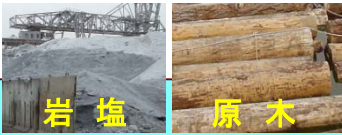
### 野積倉庫

右の①②⑪⑭⑮⑯を満たす倉庫

柵や柵で囲まれた区画（区域）です。防火、耐火、防湿、遮熱性能は要りません。

保管可能物品とその例

第4類物品 第5類物品



### 水面倉庫

右の①②⑮⑰⑱を満たす倉庫

原木を水面で保管する倉庫です。

保管可能物品とその例

第5類物品



### 貯蔵槽倉庫

右の①②⑤⑧⑨⑪⑫⑲⑳を満たす倉庫

穀物などをバラ貨物及び液体等で保管する倉庫です。サイロやタンクがこれにあたります。

保管可能物品とその例

第6類物品 第1、第2類物品でバラのもの



施設設備基準

基準を満たしている例

必要書類の例

①使用権原

当該倉庫の土地・建物の賃借権を有している等

登記簿謄本・賃貸借契約書

②関係法令適合性

消防法に適合しており、港湾法、都市計画法には該当しない等

消防用設備等検査済証

⑤防水性能

鉄筋コンクリート防水塗装の屋根・外壁であり、雨樋を有し、庫内に樋や水を使用する設備はない等

矩計図

⑧耐火性能

耐火建築物である等

確認済証

⑨災害防止措置

倉庫外壁から10m以内に建築物がないので、災害防止措置の必要がない等

倉庫の配置図

⑪消火設備

各階の床面積200㎡に対して1単位以上の消火器を設置している等

消火器の仕様、位置の詳細を表示した平面図

⑫防犯措置

施錠扉、網入ガラス、機械警備、出入口周辺部照明2ルクス以上であり、部外者管理施設と隣接していない等

建具表、照明装置詳細表示の平面図、警備契約書

⑭防護措置

倉庫の周囲が高さ1.5m以上の鉄柵で防護されており、水面に面していない等

倉庫の配置図、鉄柵詳細表示の平面図

⑮照明装置

防護施設周辺部照明は2ルクス以上ある等

照明装置詳細表示の平面図

⑯屋上床強度等

屋上床の耐力は3,900N/㎡以上あり、周囲に落下防止のための防護ネットを展張している等

構造計算書、防護ネット詳細表示の平面図

⑰水面防護措置

周囲に築堤がある等

築堤詳細表示の平面図

⑱流出防止措置

貨物を杭に係留している等

詳細断面図・平面図

⑲土地定着性等

土地に定着し、貯蔵槽全体がコンクリート壁で密閉され、内部に人が入ることができない構造となっている等

立面図、矩計図

⑳周壁底面強度

壁面は2,500N/㎡以上、底面は3,900N/㎡以上の耐力がある等

構造計算書

# 営業倉庫の種類と施設設備基準の概要 ③

## 【危険品倉庫、冷蔵倉庫】

基準を満たしている例

必要書類の例

**危険品(工作物)倉庫**

右の①②⑪⑫を満たす倉庫

建屋、タンクで危険物を保管する倉庫です。

保管可能物品とその例  
第7類物品



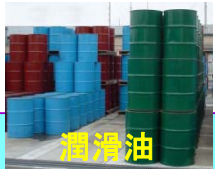
アルコール

**危険品(土地)倉庫**

右の①②⑪⑭⑮⑯を満たす倉庫

区画(区域)で危険物を保管する倉庫です。

保管可能物品とその例  
第7類物品




潤滑油

**冷蔵倉庫**

右の①～⑤、⑨～⑫、⑰～⑳を満たす倉庫

10℃以下で保管することが適当な貨物を保管する倉庫です。

保管可能物品とその例  
第8類物品



冷凍食品

施設設備基準	基準を満たしている例	必要書類の例
①使用権原	当該倉庫の土地・建物の所有権を有している等	登記簿謄本
②関係法令適合性	建築基準法、高圧ガス保安法に適合している等	確認済証・検査済証、高圧ガス製造許可書
③土地定着性等	屋根、壁を有し、土地に定着している等	立面図
④外壁、床の強度	鉄筋コンクリート造で窓はなく、床には3,900N/m <sup>2</sup> 以上の耐力がある等	確認済証、立面図、矩計図
⑤防水性能	鉄筋コンクリート防水塗装の屋根・外壁であり、雨樋を有し、庫内に樋や水を使用する設備はない等	矩計図
⑨災害防止措置	倉庫外壁から10m以内に建築物がないので災害防止措置の必要がない等	倉庫の配置図
⑩防火区画	庫内に事務所があるが、耐火構造の床・壁で区画しており、開口部は防火戸となっている等	平面図、矩計図
⑪消火設備	各階の床面積200m <sup>2</sup> に対して1単位以上の消火器を設置している等	消火器の仕様、位置の詳細を表示した平面図
⑫防犯措置	施錠扉、網入がら、機械警備、出入口周辺部照明2ルクス以上であり、部外者管理施設と隣接していない等	建具表、照明装置詳細表示の平面図、警備契約書
⑭防護措置	倉庫の周囲が高さ1.5m以上の鉄柵で防護されており、水面には面していない等	倉庫の配置図、鉄柵詳細表示の平面図
⑮照明装置	防護施設周辺部照明は2ルクス以上ある等	照明装置詳細表示の平面図
⑯屋上床強度等	屋上床の耐圧は3,900N/m <sup>2</sup> 以上あり、周囲に落下防止のための防護ネットを展開している等	構造計算書、防護ネット詳細表示の平面図
⑰通報設備	事務室及び冷凍室各区分内外にインターホンがある等	インターホン詳細表示の平面図
⑱冷蔵設備	盛夏時庫内を10℃以下に維持する能力がある等	冷蔵能力計算書
⑳温度計等	集中管理システムにより、庫内温度は電光掲示板により確認できる等	集中管理システム仕様書、掲示板詳細表示の平面図

# 申請書類作成について



作成書類は、A4縦、横書き、左綴じとし、各書類にはインデックスを付して下さい。  
 図面に関しても、A4版に折込んでいただくとともに、袋綴じにしないようお願いいたします。  
 書類が整いましたら、できれば左のような市販のファイルにまとめてご提出願います。

作成部数：  
 会社控え1部、支局等用1部、運輸局等用1部となっております。  
 (所管面積が10万㎡を越える場合は、さらに国土交通大臣用1部作成願います。)

※登記簿謄本等公の書類については、正本は1部他は(写)で結構です。

## 【例】

- ・警備状況説明書/警備契約書
- ・構造計算書(床圧、横圧の計算書)
- ・平均熱貫流率の計算書
- ・照明設備表
- ・消防用設備等検査済証
- ・食品衛生法第52条第1項の営業許可証といった公の証明書
- ・冷凍能力が熱損失以上あることがわかるメーカー仕様書
- ・冷却試験結果表
- ・通報機等の詳細が明示された図面
- ・温度管理システム仕様書 など

図面  
 (A4版に折込む)

1面～5面を添付願います

次ページからは、作成要領などをご案内いたします。

添付書類の目次としてご利用下さい。

確認表を添付する場合はここへ

インデックスで番号・名称を付して下さい

## 確認表

確認表は各地域の倉庫事業者団体(17、18ページ参照)で無償配布しております。詳しくは、最寄の事業者団体等にお尋ねください。

確認表とは、倉庫の構造・強度などを一表にまとめてあるものです。この「確認表」で一級建築士等に申請内容を確認してもらった上で、申請書類とともにご提出いただければ、審査期間の短縮を図ることができます。



# 1. 倉庫業登録申請書について

【記入例】

## 倉庫業登録申請書

平成16年11月11日

〇〇運輸局長 殿

申請書は下記HPからダウンロードすることができます。  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

〒340-0101

住所 埼玉県幸手市幸手1-2-3

名称 寺川倉庫株式会社

代表取締役社長 倉庫太郎 印

押印又は署名（自署）

下記のとおり倉庫業を営みたいから、倉庫業法施行規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第3条の登録を申請します。

郵便番号を記入

あればE-mailアドレスを記載

### 1 営業所の名称、所在地及び連絡先

営業所の名称	所在地	連絡先
主たる営業所 埼玉営業所	〒340-0101 埼玉県幸手市幸手一丁目2番3号	電話 0480-52-8111 FAX 0480-52-1482 e-mail ****@terakawasouko.co.jp
従たる営業所 大阪営業所	〒530-0011 大阪府大阪市北区堂島三丁目2番1号	電話 06-6949-6410 FAX 06-6949-6135

### 2 資本金又は出資の総額 資本金 5000万円

営業所所在地は原則、住居表示

### 3 倉庫の所在地、種類及び保管する物品の種類

倉庫所在地は原則、地番による

営業所の名称	倉庫の名称	所在地	種類	保管物品の種類
埼玉営業所	幸手倉庫	〒340-0101 幸手市幸手一丁目2番地の3	一類倉庫	1～5類物品
大阪営業所	堂島倉庫	〒530-0003 大阪市北区堂島三丁目2番地の1	冷蔵倉庫	8類物品・食品 (肉類)

### 4 倉庫の施設及び設備（添付書類中の倉庫明細書による。）

### 5 営業開始予定日 登録あり次第

相当な猶予期間がない限り「登録あり次第」とご記入願います。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-1をご参照下さい。

## 2. 倉庫明細書について

(倉庫業法施行規則第2条第2項(1)イ)

### 倉庫明細書

## 【記入例】

倉庫の名称	寺川倉庫株式会社 埼玉営業所 幸手倉庫					主要貨物を記入
倉庫の所在地	埼玉県幸手市幸手1-2-3					
主要構造	鉄骨造、ALC板張、ガルバリウム鋼板葺、3階建(耐火構造)					
倉庫の種類及び保管物品の種類	一類倉庫：第1類～第5類物品(家電製品)					借入先を記入
建築年月日又は建築完了予定年月日	平成17年4月10日建築完了予定					
土地及び倉庫に係る使用権原の状況	土地は借地(埼玉物流㈱より賃貸借契約による借入れ) 建物は所有					
各階別の規模	階別名称	面積(m <sup>2</sup> )	軒高、階高又は天井高(m)	容積(m <sup>3</sup> )	備考	
	1階	300	6.2			
	2階	400	5.5			
	3階	400	5.5		うち定温倉庫(15~20℃) 200 m <sup>2</sup>	
	合計	1,100				整数で記入
構造の詳細	基礎	柱下	P C杭打ち鉄筋コンクリート造、独立基礎			
		壁下	鉄筋コンクリート造、独立基礎			
	骨組み	小屋組み	鉄骨造(H型鋼)張間10m 間隔8m			
		軸組み	鉄骨造(H型鋼)柱間10m			
		床組み	鉄骨造(H型鋼)			
	壁	外壁	ALC板厚100mm(耐火構造)、弾性アクリル系吹付タイル仕上げ、庫内鋼製荷ずり設置			
		間仕切り壁	ALC板厚100mm(耐火構造)			
		防火壁	隣接して事務所あり、隔壁はALC板厚100mm(耐火構造)			
	屋根	ガルバリウム鋼板厚0.8mm、フネンエース下地張、ハゼ式折板構造				
	天井	石膏ボード厚9.5mm				
	床	鉄筋コンクリート造厚200mm、金ごて仕上げ、積載荷重24,300N/m <sup>2</sup>				
	窓	側窓	アルミ製引違いサッシュ網入りガラス厚6.8mm(防火設備)クレセント付			
		天窓	なし			
出入口	外壁にある出入口	随時閉鎖式電動スチール製防火シャッター(特定防火設備)				
	間仕切り壁にある出入口	常時閉鎖式スチール製片開フラッシュドア(特定防火設備)				
	防火壁にある出入口	常時閉鎖式スチール製両開フラッシュドア(特定防火設備)				
附属設備	消火設備	屋内消火栓16箇所、消火ポンプ2台、消火器ABC10型60本(CO2質量3.0kg15秒放出)				
	防犯設備	施錠蓋付きシャッター操作ボタン、1階窓鉄格子付、出入口付近地上高5mの位置に蛍光灯40W×2あり、業務時間外は機械警備				
	防そ設備	通気口等小開口部は金網あり、各出入口は閉鎖時完全密閉				
	遮熱措置	耐火建築物で天井あり、屋根、壁の平均熱還流率は1.5W/m <sup>2</sup> ・K				
	その他の設備	3階は定温倉庫を設置(200 m <sup>2</sup> )				
その他	※例えば、冷蔵倉庫の場合、「高圧ガス保安法 平成16年11月10日第12号」等と記載。					

警備状況を記入

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-2をご参照下さい。

続いて冷蔵倉庫の場合にご作成いただく「冷蔵施設明細書」についてご案内いたします

# 【記入例】

第二号様式（第2条、第4条関係）

※メーカー仕様書の数値のとおり遺漏なくご記入願います

## 冷蔵施設明細書

(その一) 冷凍機表

機 械 別		No.1	No.2
冷 却 方 式		直接膨張式(二段圧縮)	直接膨張式(単段圧縮)
蒸 発 方 式		満液式	満液式
冷凍能力(日本冷凍トン)		64,760W	140,260W
使用する冷媒の種類		R22	アンモニア
当該冷凍機と冷蔵室の連絡状態		1・2号室	3号室
圧 縮 機 の 型 式		多気筒式	多気筒式
ブライン冷却用蒸発機	型式		
	冷却面積(m <sup>2</sup> )		
凍 結 装 置	日産凍結能力(トン)	4t (23,160W)	
製 氷 装 置	日産製氷能力(トン)		15t (101,400W)
準 備 室	所要冷凍能力(日本冷凍トン)		7,720W

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕1-1をご参照下さい。

(その二) 冷蔵室表

冷蔵室の名称		1号室	2号室	3号室
冷蔵室の規模	面積( m <sup>2</sup> )	200	200	100
	高さ( m )	5	5	5
	有効容積( m <sup>3</sup> )	900	900	450
収容能力( トン )		360	360	180
保管温度( °C )		-29°C (F1級) 15,000W	-18°C (C1級) 14,000W	+5°C (C3級) 10,600W
配管の冷却面積(m <sup>2</sup> )	天井			80
	壁	120	120	
防熱措置の材料の種類、熱伝導率(W/m・k)及び厚さ	天井	グラスウール 0.041、275 mm、アスファルトフェルト 1 層、アスファルトルーフィング 2 層張り	グラスウール 0.041、275 mm、アスファルトフェルト 1 層、アスファルトルーフィング 2 層張り	グラスウール 0.041、275 mm、アスファルトフェルト 1 層、アスファルトルーフィング 2 層張り
	床	ポリエチレンフォーム 0.035、175 mm、ポリエチレンフィルム 2 層張り	ポリエチレンフォーム 0.035、175 mm、ポリエチレンフィルム 2 層張り	ポリエチレンフォーム 0.035、175 mm、ポリエチレンフィルム 2 層張り
	側壁	グラスウール 0.041、250 mm、アスファルトフェルト 2 層張り	グラスウール 0.041、250 mm、アスファルトフェルト 2 層張り	グラスウール 0.041、250 mm、アスファルトフェルト 2 層張り
	間壁	(凍結室との間) グラスウール 0.041、250 mm、アスファルトフェルト 2 層張り	(1号室との間) グラスウール 0.041、250 mm、アスファルトフェルト 2 層張り	(製氷室との間) グラスウール 0.041、250 mm、アスファルトフェルト 2 層張り
電動扇風機(馬力又はキロワット)		3kw	2. 2kw	
温度計の種類及び数		自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2

有効容積=面積  
×高さ×0.9

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕1-2をご参照下さい。

### 倉庫明細書記入上のご注意

- 一棟ごとに作成願います。また、記載内容が全て図面等の添付書類で確認できるよう、図面等は詳細に作成願います。
- 1棟の倉庫に「1類倉庫」「1類倉庫・トランクルーム」が併設されている場合は、各々、別葉で作成願います。(重複する部分の事項については省略できます。)
- 各階別の規模は、小数点以下を四捨五入し、整数で記入願います。また、寸法、数量等の数値については、図面等の数値のとおり記入願います。

### 3. 施設設備基準別添付書類チェックリストについて

このチェックリストは、施設設備基準を満たすか否かを申請者ご自身でセルフチェックできるものですが、申請にあたり添付書類に遺漏がないかの確認もできるようになっておりますので、添付書類の目次としてご活用下さい。

【記入例】

#### 施設設備基準別添付書類チェックリスト

施設設備基準を満たす項目にチェック印をご記入願います。

項目番号	省令	施設設備基準	添付書類	別添番	備考
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること  <規則第3条の3第1項第1号>	<input type="checkbox"/> 土地所有権を有する場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4イ&gt;</small> <small>※使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない&lt;運用方針〔3〕2-4ニをお書き&gt;</small>	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない場合 <input checked="" type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約書	④ 土地登記簿謄本・賃貸借契約書
		<input checked="" type="checkbox"/> 土地賃借権を有する場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4ロ&gt;</small> <small>※使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない&lt;運用方針〔3〕2-4ニをお書き&gt;</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 直借 <input type="checkbox"/> 転借	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない場合 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合	
		<input type="checkbox"/> 公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4ハ&gt;</small>		<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証明書 <input type="checkbox"/> 建築確認済証 <input type="checkbox"/> 建築見積書 <input checked="" type="checkbox"/> 請負契約書	⑤ 建築確認済証、⑥ 請負契約書
		<input checked="" type="checkbox"/> 倉庫建設着手前の登録申請の場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4ニ&gt;</small> <small>※倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することをお条件に登録することとして差し支えない</small>	<input type="checkbox"/> 建物所有権を有する場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4イ&gt;</small> <small>※使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない&lt;運用方針〔3〕2-4ニをお書き&gt;</small>	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない場合 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合	
		<input type="checkbox"/> 倉庫建設着手後の登録申請の場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4ロ&gt;</small>	<input type="checkbox"/> 建物賃借権を有する場合 <small>&lt;運用方針〔3〕2-4ロ&gt;</small> <small>※使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原</small>	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない場合 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合	

この項目番号は、確認表の項目番号と一致しています。

倉庫業法施行規則に規定されている施設設備基準です。

左の施設設備基準を満たしていることを証する書類にチェック印をご記入願います。

施設設備基準を満たすことを証する書類がどこに添付されているかインデックスの番号をご記入願います。

### 4. 登記簿謄本（土地・建物）について

（倉庫業法施行規則第2条第2項（1）ロ）

#### <土地>

- 必ず原本を添付願います。
- 標題部の地番・面積をご確認ください。
- 甲区の所有者欄をご確認ください。
- 転借の場合には、別途所有者の転賃承諾書が必要となります。

#### <建物>

- 必ず原本を添付願います。
- 標題部の地番・面積をご確認ください。（※建築確認書の面積とは必ずしも一致しません。）
- 主要構造をご確認ください。
- 登記年月日をご確認ください。
- 甲区の所有者欄をご確認ください。
- 転借の場合には、別途所有者の転賃承諾書が必要となります。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-4をご参照下さい。

## 5. 建築確認済証・完了検査済証について

◎添付書類の中で最も重要なものです。

- ・建築確認済証には、建築確認申請書の1面から5面を必ず添付してください。
- ・建築確認済証と完了検査済証の2つで1セットです。番号に相違がないかご確認下さい。

※完了検査済証のない建築物は建築基準法（第7条）違反であるので申請を受けることができません。なお、倉庫建設前申請の場合、完了検査済証は、倉庫完成後に提出していただければ結構です。

- ・用途の欄のコード番号が”08510（倉庫業を営む倉庫）”となっているかご確認下さい。08520（倉庫業を営まない倉庫）では原則として申請を受けられません。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-5イをご参照下さい。

## 6. その他図面以外の書類について（例）



◎倉庫の種類等で添付書類が異なります。詳しくは運輸局等にお尋ね下さい。

- ・警備状況説明書

下の例のように作成して下さい。

警備契約書等を添付

営業時間内：現場従業員による定時（毎時00分）巡回警備を行う。

（08:00～17:30）

営業時間外：××警備（株）との警備委託契約により警備業法第2条第5項で定める機械警備を行う。

（17:30～08:00及び休日）

- ・構造計算書

建築士事務所等による、軸組、外壁又は荷ずりが2,500N/m<sup>2</sup>以上、床が3,900N/m<sup>2</sup>以上の強度を有していることを証する書類

- ・部材（パネル）の長さや許容荷重との相関関係が記載されたメーカー資料
- ・平均熱還流率計算書

倉庫業法施行規則等運用方針〔4〕2-6の計算式により作成されたもの、若しくは、民間検査機関等が4.65W/m<sup>2</sup>K以下であることを証する書類

- ・照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類

照明装置仕様書、照明配置図、地上1.5m高さで2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示した図面（平面図で確認できる場合不要）

- ・消防用設備等点検結果報告書/検査済証

- ・危険物貯蔵施設設置許可証、高圧ガス保管第1種貯蔵所設置許可証、第2種貯蔵所設置届出書、液化石油ガス貯蔵許可証

- ・食品衛生法第52条第1項営業許可証

- ・冷蔵能力計算書

倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕2-4の計算式により作成（冷蔵設備メーカー等による①面積・容積計算表、②冷蔵施設計算表、③熱負荷計算書、④冷却機所要冷却面積計算書、⑤冷凍機冷凍能力算出根拠等が必要）されたもの、若しくは、冷却試験結果表、温度記録簿、民間検査機関による証明書等、盛夏時において常時所要の保管温度を維持する能力があることを証する書類

- ・港湾施設使用許可証、開発許可証、農地転用許可証 など

お願い：法令で定められた書類ではありませんが、パンフレットなどの会社概要をご提出いただければ幸いです。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-5をご参照下さい。

## 7. 倉庫付近の見取図について

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホ)

- ・主要道路、鉄道、河川、停車場、橋梁その他建築物等により、その倉庫の位置がわかるもの。(市販の地図を用いて明示いただければ結構です。)

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-7口をご参照下さい。

## 8. 倉庫の配置図について

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホ)

- ・縮尺は原則1/300~1/1,200です。
- ・倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯等敷地内にあるすべての施設及び設備の状況を明示して下さい。
- ・敷地周辺に所在するすべての建物(民家、ガソリンスタンド等種類を明示)その他道路、河川、橋梁等を明示して下さい。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-7ハをご参照下さい。

## 9. 平面図について

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニ)

- ・明瞭なものでないと審査ができませんのでご注意下さい。
- ・縮尺は原則1/50~1/200です。縮尺と方位を明示して下さい。
- ・荷役場、事務所などの名称を明示の上、所管面積(倉庫業法施行規則等運用方針〔2〕2)部分を色分けして下さい。
- ・求積表の面積と倉庫明細書の面積が一致しているかご確認下さい。
- ・ラックの位置、はいつけ場所、消火器、通報機などを色分け明示して下さい。
- ・出入口(野積倉庫等の場合は防護施設)付近地上高1.5m部分で2ルクス以上の照度(倉庫業法施行規則等運用方針〔4〕2-11ハ)のある範囲を円で明示して下さい。

## 10. 立面図について

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニ)

- ・明瞭なものでないと審査ができませんのでご注意下さい。
- ・少なくとも東西南北の4面分が必要です。
- ・縮尺は原則1/50~1/200です。縮尺と方位を明示して下さい。
- ・開口部、樋、固定荷役設備、軒高の寸法を明示して下さい。

## 11. 断面図について

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニ)

- ・明瞭なものでないと審査ができませんのでご注意下さい。
- ・少なくとも東西・南北の2面分が必要です。
- ・縮尺は原則1/50です。縮尺と方位を明示して下さい。
- ・各部材の材質、仕上げ、厚さ、長さなど詳細寸法・仕様を明示して下さい。(但し、次頁の「矩計図」にこれらの詳細が明示されている場合は明示不要。)

※平面図~断面図の詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-6をご参照下さい。

## 12. 矩計図等について

矩計図等とは、倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した**矩計図**、**断面詳細図**などのことです。

- ◎倉庫明細書に記載された主要構造を審査する上で最も重要な図面です。
- ・屋根を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置などの詳細を明示して下さい。
  - ・外壁を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置、胴縁・間柱間隔などの詳細を明示して下さい。
  - ・荷ずりがある場合は、材質及び寸法などの詳細を明示して下さい。
  - ・床を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置、仕上げなどの詳細を明示して下さい。
  - ・軸組みの工法、材質及び寸法などの詳細を明示して下さい。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-5口をご参照下さい。

## 13. 建具表等について

建具表等とは、倉庫に設けられた建具の構造の詳細及び位置を記載した**建具表**・**建具キープラン**などのことです。

- ・建具の材質及び寸法、防犯・防鼠・防水等諸措置、形状・強度等の仕様、防火設備であるかどうかなどの詳細を明示して下さい。←**建具表**
- ・建具の位置を明示して下さい。←**建具キープラン**

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-5ハをご参照下さい。

## 14. 倉庫管理主任者関係書類について

**倉庫管理主任者の選任は必須です!**

倉庫管理主任者の所在する事業所 (倉庫業法施行規則第2条第2項第1号へ)

平成16年11月18日  
普通倉庫株式会社

### 倉庫管理主任者配置状況及び資格要件確認書【作成例】

倉庫管理主任者				配置状況		資格要件		在職期間		備考
氏名	職名	所在事業場	担当倉庫	備考	種別	職名	資格要件	在職期間	備考	
野積次郎	大阪営業所長	大阪営業所 大阪市北区堂島3-2-1	堂島A倉庫	同一敷地内に所在する倉庫である。	<input checked="" type="checkbox"/>	埼玉営業所長代理	平成10年10月1日～平成15年9月30日	6年 1月		
			大阪営業所長			平成15年10月1日～				
			合計							
			倉庫管理業務に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する。							
			堂島B倉庫		<input type="checkbox"/>	倉庫管理業務に関し3年以上の実務経験を有する。				
			大阪市北区堂島3-2-1		<input type="checkbox"/>	国土交通大臣が定める「倉庫の管理に関する講習」を修了した。(修了証写し添付)				
					<input checked="" type="checkbox"/>	倉庫業法施行規則第9条第2項の欠格事由に該当しない。				
倉庫業法施行規則第8条第1号または第2号の事由を記入										
水面三郎	愛知営業所長	愛知営業所 名古屋市中区三の丸2-2-1	犬山倉庫	全てが同一県内に所在する倉庫であり、 で換算後有効面積は8,600㎡である。	<input type="checkbox"/>	倉庫管理業務に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する。	合計			
			豊橋倉庫							
			半田倉庫							
			安城倉庫							
			岡崎倉庫							
			合計							
			犬山倉庫 (1類) 1,000㎡ 豊橋倉庫 (2類) 1,000㎡ 半田倉庫 (冷蔵) 8,000㎡ 安城倉庫 (野積) 6,000㎡ 岡崎倉庫 (水面) 4,600㎡		<input type="checkbox"/>	倉庫管理業務に関し3年以上の実務経験を有する。				
					<input checked="" type="checkbox"/>	国土交通大臣が定める「倉庫の管理に関する講習」を修了した。(修了証写し添付)				
					<input checked="" type="checkbox"/>	倉庫業法施行規則第9条第2項の欠格事由に該当しない。				

「営業倉庫」における実務経験のみ  
(自家用倉庫は算入不可)

換算方法  
1～3類:換算不要  
野積:有効面積×0.5  
水面:有効面積×0.5  
貯蔵槽:有効容積×0.2  
危険品(建屋):有効面積×2.0  
危険品(タンク):有効容積×0.4  
危険品(野積):換算不要  
冷蔵:有効容積×0.2

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-8をご参照下さい。

※裏表紙の事業者団体HPをご参照下さい。

## 15. 法人登記関係書類・戸籍謄本等について

(倉庫業法施行規則第2条第2項)

- ①既存法人の場合
  - ・商業登記簿謄本（登記事項証明書を含む）を添付して下さい。
- ②設立中法人の場合
  - ・設立趣意書及び定款を添付して下さい。
  - ・以下を記載した「株式の引受または出資の状況及び見込」を作成して下さい。
    - イ) 株式会社の場合：
      - a 発行株式の種類及び数、株式総数、1株の発行価額並びに無額面株式発行の場合の発行価額中資本に組入れない額
      - b 各発起人の引受株式の種類及び数並びに払込年月日
      - c 募集設立の場合、募集株式の種類及び数並びにその引受状況及び見込
    - ロ) 合名・合資・有限会社の場合：出資の履行時期その他出資の状況及び見込
- ③個人の場合
  - ・戸籍謄本（戸籍の一部事項証明書を含む）を添付して下さい。
  - ・資産調書（倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-11ハ）を作成して下さい。

## 16. 宣誓書について

(倉庫業法施行規則第2条第2項)

- ①既存法人の場合
  - ・登記簿謄本に記載されている役員全員が各々欠格事由に該当しない旨の宣誓書を作成して下さい。
- ②設立中法人の場合
  - ・発起人または社員全員が各々欠格事由に該当しない旨の宣誓書を作成して下さい。
- ③個人の場合
  - ・申請者が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を作成して下さい。

※法人登記関係書類・戸籍謄本等～宣誓書の詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-9～11をご参照下さい。

## 17. 倉庫寄託約款について

(倉庫業法施行規則第5条・6条)

- ・倉庫寄託約款は営業を始める30日前までに届出が必要ですが、登録申請の際に添付していただければ、届出を省略することができます。

※倉庫寄託約款記載事項などの詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔9〕をご参照下さい。



# 倉庫業者となったら...

## 法令遵守

### 1. 倉庫寄託約款等の揭示(倉庫業法第9条)

営業所には、消費者から収受する保管料、倉庫の種類、冷蔵倉庫の場合の保管温度などは、利用者に見やすいように掲示しなければなりません。

### 2. 差別的取扱の禁止(倉庫業法第10条)

特定の利用者に対して不当な差別的取扱をしてはなりません。

### 3. 倉庫の施設及び設備の維持(倉庫業法第12条)

施設設備基準に適合するように維持しなければなりません。

### 4. 火災保険に付する義務(倉庫業法第14条)

倉庫証券を発行する場合には、受寄物を火災保険に付さなければなりません。

### 5. 名義利用等の禁止(倉庫業法第16条)

名義を他人に倉庫業のため利用させてはなりません。また、倉庫業を他人に経営させてはなりません。

### 6. 名称の使用制限(倉庫業法第25条の7)

認定を受けたトランクルーム以外の倉庫において、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはなりません。

### 緊急連絡網の整備

火災・事故発生時の緊急連絡網には、必ず運輸局物流課直通電話等を記載し、いざというときは迅速な連絡をお願いいたします。

## 倉庫業者が「倉庫管理主任者」に行わせなければならない義務 防火・安全体制の確立！

倉庫業法第11条により、倉庫業者は倉庫管理主任者を選任し、倉庫における**火災の防止**などの倉庫管理業務を行わせなければなりません。

※倉庫管理主任者の業務については、倉庫業法施行規則等運用方針〔11〕3及び別冊「倉庫管理主任者マニュアル」をご参照下さい。



下記の「重大事故等」発生の場合は、消防・警察への連絡に続き、速やかに**運輸局等**に第一報願います。

- ①倉庫の火災(死傷者が発生した場合)
- ②倉庫における労働災害(死亡者が発生した場合)
- ③危険品倉庫からの危険物の漏洩事故
- ④その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって社会的影響が大きく報道される可能性がある場合
  - ・倉庫の火災(死傷者が発生した場合を除く)
  - ・倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合
  - ・受寄物の盗難

## 必要手続

### すぐに必要な手続

#### 1. 登録免許税の納付

納付書に基づき9万円(新規登録の場合)納付し、「領収証書貼付書」に領収書正本を貼付し提出して下さい。

#### 2. 料金の届出(倉庫業法施行規則第24条第1項)

保管料、荷役料等の料金を設定又は変更した場合。(実施後30日以内届出)

### 毎期必要な手続

#### 1. 期末倉庫使用状況報告書の提出(倉庫業法施行規則第24条第5項)

(当該四半期経過後30日以内に提出)

#### 2. 受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出(倉庫業法施行規則第24条第5項)

(当該四半期経過後30日以内に提出)

### そのつど必要な手続

これらの申請書のほとんどは下記HPからダウンロードすることができます  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

1. 変更登録(法7条1項) →事前登録
2. 軽微変更届出(法7条3項) →30日以内届出
3. 寄託約款の届出(法8条1項) →30日前届出
4. 倉庫証券の発行許可(法13条1項) →事前許可
5. 営業の譲渡譲受届出(法17条3項) →30日以内届出
6. 法人の合併分割届出(法17条3項) →30日以内届出
7. 発券倉庫業者の営業の譲渡譲受認可(法18条1項) →事前認可
8. 発券倉庫業者の法人の合併分割認可(法18条2項) →事前認可
9. 相続届出(法19条1項) →30日以内届出
10. 発券倉庫業者の相続認可(法19条2項) →60日以内認可
11. 営業廃止の届出(法20条1項) →30日以内届出
12. 発券業務廃止の届出(法20条2項) →30日以内届出
13. トランクルームの認定(法25条) →事前認定
14. 認定トランクルーム変更届出(法25条の6-1項) →事前届出
15. 認定トランクルーム廃止届出(法25条の6-2項) →30日以内届出
16. 料金設定変更届出(法27条1項) →30日以内届出
17. 役員選任・変更届出(法27条1項) →30日以内届出
18. 倉庫証券様式変更届出(法27条1項) →30日以内届出
19. 事故発生届出(法27条1項) →14日以内届出
20. 倉庫証券発行回収高・流通高報告(法27条1項) →4月30日報告

# 事業者団体について①

## 【普通倉庫】

下記事業者団体では、確認表の配布のほか、倉庫管理主任者研修会の開催、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、主管行政庁等への要望などの諸活動しております。加入等については、最寄団体へお問い合わせください。

団体名	郵便番号	所在地		電話番号	FAX
(社)日本倉庫協会	〒135-8443	東京都江東区永代1-13-3	倉庫会館内	03-3643-1221	03-3643-1252
道北倉庫協会	〒070-0030	旭川市宮下通11右7	上川倉庫(株)内	0166-22-2487	0166-22-2495
北見地区倉庫協会	〒090-0020	北見市大通東2	日本通運(株)北見支店内	0157-24-4144	0157-25-5884
道東倉庫協会	〒085-0023	北海道釧路郡釧路町1-11	釧路水面倉庫(株)内	0154-36-1181	0154-36-1183
帯広地区倉庫協会	〒080-2470	帯広市西20条南1-1-10	日本通運(株)帯広支店内	0155-41-1111	0155-41-1706
札幌倉庫協会	〒060-0807	札幌市北区北七条西4-5-1	伊藤110ビル7F	011-738-0071	011-738-0075
小樽倉庫協会 (北海道倉連)	〒047-0007	小樽市港町8-5		0134-22-8945	0134-22-8941
苫小牧地区倉庫協会	〒053-8511	苫小牧市港町1-6-28	苫小牧埠頭(株)内	0144-33-6161	0144-33-3699
室蘭地区倉庫協会	〒051-0022	室蘭市海岸町1-98-1	室蘭開発(株)内	0143-24-2211	0143-24-0011
函館倉庫協会	〒040-0075	函館市万代町19-6		0138-41-3624	0138-41-3836
青森県倉庫協会	〒030-0801	青森市新町1-1-8	日本通運(株)青森支店内	0177-23-6021	0177-73-4042
岩手県倉庫協会	〒020-0034	盛岡市盛岡駅前通1-41JRビル6階	日本通運(株)盛岡支店内	019-623-4141	019-654-0428
宮城県倉庫協会 (東北倉連)	〒984-0015	仙台市若林区卸町5-5-1	倉庫会館内	022-236-7750	022-235-8348
福島県倉庫協会	〒963-8811	福島県郡山市方八町2-9-4	東日本倉庫(株)方八町倉庫内	024-941-5020	024-941-5021
秋田県倉庫協会	〒011-0945	秋田市土崎港西2-5-9	秋田海陸運送(株)内	018-845-0185	018-845-4229
山形県倉庫協会	〒990-0071	山形市流通センター4-1-2	山形陸運(株)内	023-633-2111	023-622-9982
新潟県倉庫協会	〒950-0072	新潟市中央区竜が島1-11-10	日本海倉庫(株)内	025-245-5843	025-241-6878
長野県倉庫協会	〒394-0021	岡谷市郷田1-3-1	諏訪倉庫(株)内	0266-22-3535	0266-22-3072
富山県倉庫協会 (北陸信越倉連)	〒934-0095	高岡市石丸704-13	八嶋(名)富山新港営業所内	0766-84-8758	0766-84-9393
石川県倉庫協会	〒921-8842	石川郡野々市町字徳用町19		076-248-6681	076-248-6783
茨城県倉庫協会	〒310-0843	水戸市元石川町字権現台276-16	日本通運(株)水戸営業支店内	029-304-3005	029-248-2816
栃木県倉庫協会	〒321-0964	宇都宮市駅前通1-2-5	日本通運(株)宇都宮支店内	0286-21-0614	0286-21-0584
群馬県倉庫協会	〒371-0805	前橋市南町3-24-5	城南ロイヤルマンション105号室	027-224-7529	027-224-4401
埼玉県倉庫協会	〒330-0062	さいたま市浦和区仲町1-4-10	浦和商工ビル6階	048-822-2161	048-822-6351
千葉県倉庫協会	〒260-0021	千葉市中央区新宿2-5-9	8藤ビル	043-242-6820	043-242-6829
山梨県倉庫協会	〒400-0031	甲府市丸の内2-38-8		055-222-3106	055-222-3367
東京倉庫協会 (関東倉連)	〒135-8481	東京都江東区永代1-13-3	倉庫会館2階	03-3641-5086	03-3630-8424
神奈川県倉庫協会	〒231-0006	横浜市中区南仲通2-24		045-201-2296	045-201-2297
静岡県倉庫協会	〒424-0942	静岡市清水区入船町14-12	アオキビル6階	0543-52-8001	0543-53-7160
東海倉庫協会 (中部倉連)	〒460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所ビル内	052-232-2277	052-203-9446
福井県倉庫協会	〒918-8013	福井市花堂東1-11-15	(株)ミツノリ輸送センター2階	0776-34-2272	0776-34-1670
滋賀県倉庫協会	〒520-2144	大津市大萱1-18-14	本郷ビル2階	077-545-3900	077-543-3696
京都倉庫協会	〒615-0042	京都市右京区西院東中水町17	京都府中小企業会館5階	075-311-3462	075-321-7501
奈良県倉庫協会	〒639-1115	大和郡山市横田町1092-1	日本通運(株)奈良支店内	0743-56-2371	0743-56-5474
大阪倉庫協会 (近畿倉連)	〒550-0014	大阪市西区北堀江2-3-3	久竹ビル3階	06-6541-8505	06-6532-3687
和歌山県倉庫協会	〒641-0036	和歌山市西浜796-1	日本通運(株)和歌山支店内	073-431-3104	073-428-2669
兵庫県倉庫協会	〒651-0086	神戸市中央区磯上通7-1-8	三宮インテスビル7階	078-230-2351	078-230-2371
岡山県倉庫協会	〒704-8164	岡山市東区光津700番地	岡山土地倉庫(株)本社ビル6階	086-948-5300	086-948-5301
広島県倉庫協会 (中国倉連)	〒732-0828	広島市南区京橋町1-23	三井生命ビル2階	082-261-1572	082-261-3232
鳥取県倉庫協会	〒680-0942	鳥取市湖山町東5-216	日本通運(株)鳥取支店内	0857-28-0202	0857-28-3342
島根県倉庫協会	〒690-8577	松江市平成町182-9	日本通運(株)松江支店内	0852-21-0202	0852-21-0204
山口県倉庫協会	〒750-0066	下関市東大和町1-4-40	下関港湾福祉センター2階	0832-61-0570	0832-66-0898
香川県倉庫協会 (四国倉連)	〒760-0020	高松市錦町1-21-3	開拓ビル5F	087-821-4655	087-821-4777
徳島県倉庫協会	〒773-0001	小松島市小松島町字新港36	共同港運(株)内	08853-2-2200	08853-3-1329
愛媛県倉庫協会	〒791-8058	松山市海岸通1455-11	大栄倉庫産業(株)内	0899-52-6070	089-952-6090
高知県倉庫協会	〒780-8010	高知市棧橋通4-1-28	協和倉庫(株)内	088-831-5288	088-833-2233
福岡県倉庫協会 (九州倉連)	〒812-0034	福岡市博多区下呉服町1-1	日通ビル5F	092-291-8957	092-291-3099
佐賀県倉庫協会	〒841-0034	鳥栖市京町718-1	鳥栖ビル	0942-87-7878	0942-87-7878
長崎県倉庫協会	〒850-0035	長崎市元船町14-38	長崎倉庫(株)内	095-823-4590	095-823-4590
熊本県倉庫協会	〒862-8635	熊本市流通団地2-20-3	九州産交運輸(株)内	096-379-3727	096-379-3727
大分県倉庫協会	〒870-0026	大分市金池町2-11-1	日本通運(株)大分支店内	097-532-3779	097-538-7029
宮崎県倉庫協会	〒880-0852	宮崎市高洲町4-8	宮崎中央倉庫(株)内	0985-23-4211	0985-26-0044
鹿児島県倉庫協会	〒892-0823	鹿児島市住吉町13-1	鹿児島港湾ビル3階	099-224-3641	099-223-1336
(社)沖縄県倉庫協会	〒900-0001	那覇市港町2-17-13	琉球物流(株)ビル3階 那覇新港旅客ターミナル前	098-869-6258	098-869-6258

# 事業者団体について②

## 【冷蔵倉庫】

下記事業者団体では、確認表の配布のほか、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、主管行政庁等への要望などの諸活動をしております。加入等については、最寄団体へお問い合わせください。

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
(社)日本冷蔵倉庫協会	〒104-0055	東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル5階	03-3536-1030	03-3536-1031
北海道冷蔵倉庫協会	〒060-0003	札幌市中央区北3条西2丁目8番地(さっけんビル)	011-231-1581	011-251-1818
青森県冷凍業協同組合	〒030-0812	青森市堤町1-3-10	017-776-2613	017-776-2649
八戸冷凍事業協会	〒031-0841	八戸市鮫町字日出町4(八戸第一魚市場内)	0178-33-6141	0178-33-6148
岩手県冷蔵倉庫協会	〒020-0023	盛岡市内丸16-1(岩手県水産会館)	019-625-2083	019-625-2083
宮城県冷蔵倉庫協会	〒980-0012	仙台市青葉区錦町1-2-23	022-222-7275	022-262-0757
秋田県冷蔵倉庫協会	〒011-0945	秋田市土崎港西1-6-21((株)秋田丸栄内)	018-845-1108	018-846-6687
山形県冷凍協会	〒994-0057	天童市石鳥居2-2-70((株)山形丸魚内)	023-658-3336	023-658-3346
福島県冷蔵倉庫協会	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字太郎殿前2-6 (郡山冷蔵製氷(株)内)	024-944-1655	024-944-1475
茨城県冷蔵倉庫協会	〒310-0015	水戸市宮町2-8-9	029-221-2835	029-228-1301
栃木県冷蔵倉庫協会	〒321-0934	宇都宮市築瀬3-22-26(宇都宮製氷冷蔵(株)内)	028-637-3141	028-637-4404
群馬県冷蔵倉庫協会	〒379-2311	みどり市笠懸町阿佐美2761の1 (桐生冷蔵(株)内)	0277-76-4255	0277-76-4978
埼玉県冷蔵倉庫協会	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-4-9(太陽生命ビル)	048-833-1870	048-831-4124
千葉県冷蔵倉庫協会	〒261-0002	千葉市美浜区新港31(千葉食品コンビナート会館内)	043-204-7706	043-204-7822
東京冷蔵倉庫協会	〒104-0055	東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル5階	03-3536-1480	03-3536-1481
神奈川県冷蔵倉庫協会	〒231-0006	横浜市中区南仲通り2-24(神奈川倉庫会館)	045-662-8490	045-662-9733
山梨県冷蔵倉庫協会	〒400-0043	甲府市国母6-5-1(甲府市場冷蔵(株)内)	055-228-1245	055-228-1247
長野県冷蔵倉庫協会	〒381-0103	長野市若穂川田3800-11 (マルイチ・ロジスティクス・サービス(株)長野冷蔵庫内)	026-282-1139	026-282-1110
新潟県冷蔵倉庫協会	〒950-0088	新潟市中央区万代2-4-15	025-246-2025	025-243-3808
富山県冷蔵倉庫協会	〒930-0177	富山市西二俣91-1(高岡冷蔵(株)富山工場内)	076-434-2511	076-436-1508
石川県冷蔵倉庫協会	〒920-0024	金沢市西念3-2-7(北陸冷蔵(株)本社内)	076-232-5037	076-232-5038
福井県冷蔵倉庫協会	〒910-0023	福井市順化2-1-1(益茂第1ビル)	0776-22-4117	0776-22-4117
岐阜県冷蔵倉庫協会	〒500-8384	岐阜市藪田南1-11-12(水産会館内)	058-272-0265	058-272-6352
静岡県冷蔵倉庫協会	〒422-8066	静岡市駿河区泉町4-16(越田ビル)	054-285-5042	054-285-5045
愛知県冷蔵倉庫協会	〒460-0008	名古屋市中区栄3-31-21(伊東屋ビル6F)	052-241-7590	052-251-4238
三重県冷蔵倉庫協会	〒514-0006	津市広明町323-1(水産会館内)	059-228-2284	059-225-9183
京滋冷蔵倉庫協会	〒600-8882	京都市下京区西七条比輪田町14 (株)ニチレイ・ロジスティクス関西 西京DC内)	075-321-6191	075-321-6191
大阪府冷蔵倉庫協会	〒542-0086	大阪市中央区西心齋橋1-10-4(エースビル)	06-6252-3398	06-6245-3004
兵庫県冷蔵倉庫協会	〒650-0023	神戸市中央区栄町通3-6-7(大栄ビル5F)	078-333-0204	078-333-0205
奈良県冷蔵倉庫協会	〒639-1124	大和郡山市馬司町642の2(奈良市場冷蔵(株)内)	0743-56-7025	0743-56-7019
和歌山県冷蔵倉庫協会	〒640-8392	和歌山市中之島927(和歌山冷凍(株)内)	0734-22-0712	0734-22-1148
岡山県冷蔵倉庫協会	〒700-0821	岡山市北区中山下1-10-10(新田ビル)	086-234-4811	086-234-4812
広島県冷蔵倉庫協会	〒733-0832	広島市西区草津港1-7-2(田中倉庫運輸(株)3F内)	082-942-1115	082-942-1116
島根県冷蔵倉庫協会	〒733-0832	お問合せ先: 広島県冷蔵倉庫協会	082-942-1115	082-942-1116
鳥取県冷蔵倉庫協会	〒684-0034	境港市昭和町40番地2(北陽冷蔵(株)商港冷凍工場内)	0859-44-1991	0859-44-0833
山口県冷蔵倉庫協会	〒750-0067	下関市大和町1-16-1(漁港ビル本館)	083-267-3238	083-266-8299
四国冷蔵倉庫協会	〒761-8031	高松市郷東町796番地 (株)ニチレイ・ロジスティクス四国 高松西DC内)	087-882-8811	087-882-9124
福岡県冷蔵倉庫協会	〒812-0018	福岡市博多区住吉2-16-1(メゾン住吉)	092-281-0931	092-281-5044
佐賀県冷蔵倉庫協会	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-1-10(第2内田ビル)	0952-23-5046	0952-23-5062
長崎県冷蔵倉庫協会	〒851-2211	長崎市京泊3-3-1 関連棟B-1	095-850-8501	095-850-8526
熊本県冷蔵倉庫協会	〒860-0047	熊本市春日7-27-68 (株)ニチレイ・ロジスティクス九州 熊本DC内)	096-322-4206	096-322-4206
大分県冷蔵倉庫協会	〒812-0018	お問合せ先: 福岡県冷蔵倉庫協会	092-281-0931	092-281-5044
宮崎県冷蔵倉庫協会	〒880-0858	宮崎市港2-8 (株)ニチレイ・ロジスティクス九州 宮崎DC内)	0985-25-4679	0985-29-6502
鹿児島県冷蔵倉庫協会	〒892-0823	鹿児島市住吉町7-9(船用品ビル内)	099-222-7069	099-227-2629
沖縄県冷蔵倉庫協会	〒900-0001	那覇市港町3-7-35(株)りゅうせき低温流通内)	098-862-2549	098-862-2939

◎国土交通省HPよりダウンロードのできる資料

倉庫業法  
倉庫業法施行令  
倉庫業法施行規則



<http://www.mlit.go.jp/hourei/hourei.html>

倉庫業登録申請の手引き（当パンフレットの電子データ）

地域別倉庫業登録申請相談窓口一覧

倉庫管理主任者マニュアル

各標準寄託約款

倉庫業登録申請チェックリスト

倉庫業関係各種申請様式

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

◎事業者団体ホームページ

社団法人 日本倉庫協会 <http://www.nissokyo.or.jp/>

社団法人 日本冷蔵倉庫協会 <http://www.jarw.or.jp/>

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。実際に登録申請をお考えの場合には最寄の運輸局等にご相談ください。